

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～14 [略] 15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] 16～31 [略]	(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～14 [略] 15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] <u>(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第5項の届出に係る住所又は氏名の変更の事実の確認</u> 16～31 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。